

知多市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

知多市

<令和5年10月発行>

目次

1 はじめに	1
2 パートナースhip宣誓制度とは	1
3 定義	1
4 宣誓をすることができる方	2
5 宣誓手続きの流れ	3
6 宣誓時に必要な書類	4
7 宣誓証明書等の再交付	5
8 宣誓内容の変更	6
9 宣誓証明書等の返還	7
10 宣誓の無効	8
11 Q&A	8

1 はじめに

知多市では、男女共同参画行動計画（ウイズプランⅢ）を策定し、「だれもが「自分らしく」生きられる 知多市をめざして」を基本理念に掲げ、性別などに関わらずそれぞれの個性を活かし、多様な生き方、働き方ができる社会の実現をめざしています。

その一環として、パートナーシップを形成しようとする方々が宣誓を行い、その宣誓を市が証明する「パートナーシップ宣誓制度」を令和5年10月から導入しました。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、様々な事情により婚姻制度を利用することができない方々の生きづらさの軽減を図るとともに、市民や事業者に理解が広がり、お互いの人権を尊重しながら、共生できる社会の実現をめざすものです。

2 パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度は、様々な事情により婚姻制度を利用することができない二人が、お互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係であることを宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度です。

3 定義

(1) パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合うことにより、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約束した二者の関係のこと。

(2) 宣誓

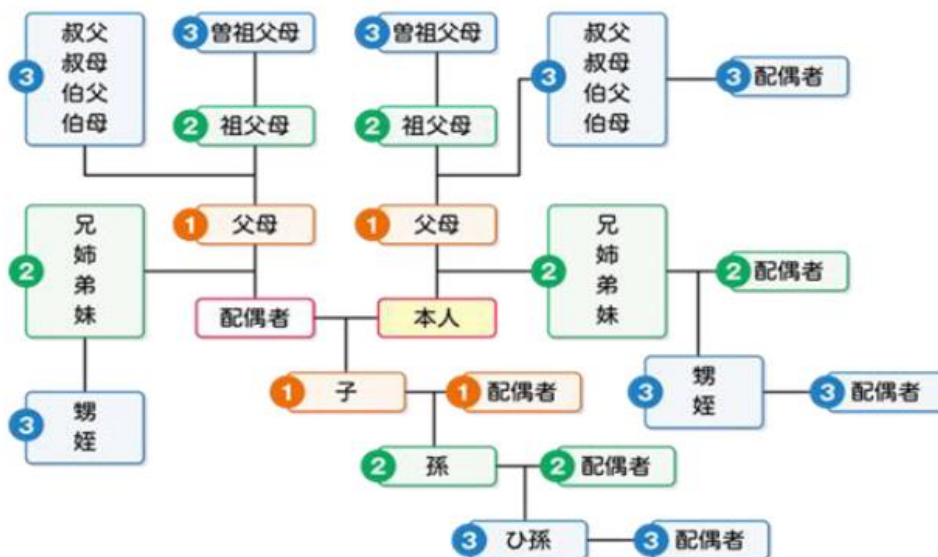
2人の者が市長に対してパートナーシップの関係にあることを誓うこと。

4 宣誓をすることができる方

宣誓をするには、パートナーシップにある2人が次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 成年に達していること。（満18歳以上）
- (2) 知多市に住所を有していること又は一方が知多市に住所を有し、他方が3か月以内に転入を予定していること。
* 転入予定の方は、宣誓の際に転入予定先の住所及び転入予定日を記載してください。転出証明書やアパートの契約書など、転入予定の事実が確認できる書類が必要です。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 他の方と宣誓をしていないこと。
- (5) 民法の規定により婚姻できない関係（近親者）でないこと。

《パートナーシップ宣誓をすることができない近親者の範囲の例》



5 宣誓手続きの流れ

(1) 宣誓日の事前予約

宣誓希望日の7日前（土日祝日及び年末年始の場合は前営業日。）までに、電話又はメールで予約をしてください。

☆予約時にお伝えいただきたいこと

- ・希望日及び希望時間
- ・宣誓者の氏名（代表者1人で構いません）
- ・宣誓者の連絡先及び連絡のつく時間帯
- ・個室希望の有無
- ・宣誓に当たって市職員に伝えておきたい事項

* 宣誓ができる時間帯は、平日の午前9時から午後5時までです。

* 宣誓日時は状況などにより希望に添えない場合があります。

《予約連絡先》

福祉子ども部子ども若者支援課

電話：0562-36-2657

メール：kodomo@city.chita.lg.jp

(2) 宣誓

予約した日時に、必要書類（4ページ参照）を持参の上、お2人そろってお越しください。

* 市職員の面前でパートナーシップ宣誓書兼確認書に自署し、提出いただきます。

* 提出書類による要件確認及び本人確認を行います。

(3) 宣誓証明書等の交付

宣誓の日から約1週間後に宣誓証明書等を郵送にて交付します。

* ご希望に応じて、来庁での受け取りも可能です。

《交付書類》

- ① 知多市パートナーシップ宣誓証明書…………… 1組につき1枚
- ② 知多市パートナーシップ宣誓証明カード… 1人につき1枚

6 宣誓時に必要な書類

パートナーシップ宣誓をするには、要件確認のため次の書類が必要です。

(1) 知多市パートナーシップ宣誓書兼確認書（第1号様式）

*様式は、知多市役所子ども若者支援課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 現住所を確認できるもの

住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓の日前3か月以内に発行されたもの）を宣誓される方の分を1人1通ずつお持ちください。

*住所地を確認します。職権で確認することに同意する場合は不要です。

《転入予定の方》

*転出証明書、賃貸契約書などの転入予定の事実が確認できる書類をお持ちください。

*転入後は、住民票の写しを添付して「パートナーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。なお、宣誓日から3か月以内に転入されない場合は、宣誓が無効になることがあります。

(3) 婚姻をしていないことを証明する書類

戸籍抄本又は独身証明書（宣誓の日前3か月以内に発行されたもの）を1人1通ずつお持ちください。外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など（日本語訳添付）をお持ちください。

※2人が海外で同性婚をしている場合には、それが証明できるもの（日本語訳添付）

(4) 本人確認ができるもの

（5ページ「◆本人確認ができる証明書の種類」参照）

(5) 通称を使用する場合に必要な書類

日常生活において使用していることが客観的に分かる通称が記載された書類を2種類お持ちください。（5ページ「◆通称が確認できる書類」参照）

◆本人確認ができる証明書の種類

1枚の提示でよいもの	2枚以上の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> • 運転免許証 • 写真付き住民基本台帳カード (住所地の市町村で発行) • 旅券(パスポート) • マイナンバーカード • 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 • 在留カード又は特別永住者証明書 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 写真の貼付がない住民基本台帳カード • 国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証 • 共済組合員証 • 国民年金手帳 • 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 • 共済年金又は恩給の証書 <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの</p> <p>※国又は地方公共団体が発行した証明書のうち写真付きのもの(左記に掲げる書類を除く。)</p> <p style="text-align: right;">など</p>

◆通称が確認できる書類

各種郵便物、宅配便伝票、病院の診察券、各種会員証、電気・ガス・水道の請求書、社員証、学生証、健康保険証、国民健康保険証など

7 宣誓証明書等の再交付

「知多市パートナーシップ宣誓証明書」、「知多市パートナーシップ宣誓証明カード」を紛失や汚損などしたときは、再交付の申請ができます。

【提出書類】

- ①知多市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（第4号様式）
- ②交付済みの「知多市パートナーシップ宣誓証明書」及び「知多市パートナーシップ宣誓証明カード」

*紛失の場合は②の提出は不要です。ただし、再交付を受けた後、宣誓証明書等を発見したときは、速やかに返還してください。

【必要書類】

本人確認ができるもの

（5ページ「◆本人確認ができる証明書の種類」参照）

8 宣誓内容の変更

パートナーシップ宣誓の内容に変更があったときは、変更届を提出してください。

【変更の内容】

- ①氏名（通称を含む。）を変更したとき。
- ②住所を変更したとき。

【提出書類】

- ①知多市パートナーシップ宣誓事項変更書（第5号様式）
- ②変更内容のわかるもの（いずれも変更の届出前3か月以内に発行されたもの）

- ・戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）
- ・住民票の写し（住民票記載事項証明書）
- ・変更の内容が通称の場合は、日常生活において使用していることが客観的に分かる通称が記載された書類をお持ちください。

（5ページ「◆通称が確認できる書類」参照）

- ・交付済みの「知多市パートナーシップ宣誓証明書」及び「知多市パート

ナースシップ宣誓証明カード」 *氏名(通称を含む。)の変更に関り再交付します。

【必要書類】

本人確認ができるもの

(5ページ「◆本人確認ができる証明書の種類」参照)

9 宣誓証明書等の返還

次のいずれかに該当するときは、返還届の提出と併せて、「知多市パートナーシップ宣誓証明書」及び「知多市パートナーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

【返還が必要な時】

- ①パートナーシップの関係を解消したとき。
- ②一方が死亡したとき。
- ③一方又は双方が市外に転出したとき。
- ④宣誓の要件(2ページ「4 宣誓をすることができる方」参照)に該当しなくなったとき。

【提出書類】

- ①知多市パートナーシップ宣誓証明書等返還届(第6号様式)
- ②交付済みの「知多市パートナーシップ宣誓証明書」、「知多市パートナーシップ宣誓証明カード」

【必要書類】

本人確認ができるもの

(5ページ「◆本人確認ができる証明書の種類」参照)

10 宣誓の無効

虚偽の宣誓を行った場合や要件に反していることが判明した場合などは、パートナーシップ宣誓を無効とし、宣誓証明書等の返還を求めます。

返還及び無効となった場合、宣誓証明書の交付番号を市ホームページで公表することがあります。

11 Q&A

Q1 宣誓に費用はかかりますか。

A. 宣誓や宣誓証明書の交付は無料です。ただし、宣誓の際に必要な戸籍抄本等の要件確認書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q2 郵送やメールでも宣誓書を提出できますか。

A. 郵送やメールでの宣誓はできません。本人確認とお二人の意思を確認させていただきますので、必ずお2人でお越しください。

Q3 なぜ、事前に予約や書類の提出が必要なのですか。

A. スムーズに申請を処理するため、また、個室での対応が必要かどうかについても確認させていただきたいため、事前予約をお願いしています。

Q4 代理人でも申請できますか。

A. 代理人での宣誓はできません。必ず宣誓するお2人でお越しください。

Q5 宣誓書の記入は代筆でもよいですか。

A. 文字を書くことが困難な場合には、お2人の立ち合いのもと、意思確認ができれば代筆も可能です。

Q6 転入予定でも申請可能としているのはどうしてですか。

A. アパートなどの賃貸物件を探す際、借用や契約が困難な場合が少なくありません。そのため、お2人の関係を示す証明書として活用される場合を想定し、転入予定の申請を可能としています。

Q7 同居していないと宣誓できませんか。
A. 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、共同生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。
Q8 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できませんか。
A. 日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。
Q9 宣誓書証明書等は即日交付されますか
A. 提出書類の確認、宣誓要件の確認、交付書類の準備にお時間をいただくため、即日では交付できません。約1週間で交付できます。
Q10 パートナーシップ宣誓証明書はどこで使えますか。
A. 知多市が行うパートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施するもので、法的効力は有しませんが、宣誓証明書等を提示することで、家族として利用ができる制度やサービスがあります。市役所の手続きでは、市営住宅の入居申し込みなどの際に提示してください。
Q11 なりすましや偽装などの悪用をされませんか。
A. 申請時に、独身であることを証明する書類等と、本人確認を行うために身分証明の提示をいただき、なりすましなどの悪用を防止します。また、偽りその他不正の手段により宣誓証明書等の交付を受けた場合は、交付番号を市ホームページで公表することがあります。
Q12 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。
A. 婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約を結ぶ方法があります。詳しくは公証人役場（最寄り半田公証役場）へお問い合わせください。